

道路等との境界確定の 手続きが変わります！

民有地と道路・水路等の市有地との
土地境界確定等の手続きを次のとおり変更します。

1 変更時期

令和元年10月1日

(10月1日以降に受理する申請から、変更後の手続きが適用されます。)

2 主な変更内容

	現在	10月1日から
(1)業務の名称	境界査定	「境界確定」と「境界復元」(※) (合わせて「境界確定等」)
(2)業務の 実施方法	境界確定、境界復元 とも、申請を受けた後、 市が実施	申請受付後、境界確定か境界復元か を市が判断 ・復元は申請人が自己負担で実施 ・確定(再確定)は従来通り市が実施
(3)境界復元の 立会いの範囲	境界に関係する近隣土地 所有者の確認が必要	境界標の地先土地所有者の確認のみ で復元が可能
(4)申請の 添付書類	案内図、公図、 道水路台帳平面図、 土地所有者調査書等	現在の添付書類に加え、境界標の有 無、境界標間の距離、境界標の種類 等を示した「現地調査図」を添付
(5)申請手数料	1筆600円 +1筆ごと200円	無料

※ 境界確定：境界が未確定な箇所を確定すること。又は、境界を再確定すること。
境界復元：道水路台帳平面図どおりに境界標を設置すること。

問合せ先

○制度全般に関すること

建設緑政局道路管理部管理課 電話044(200)2817

○10月1日以降の申請に関すること

各区役所道路公園センター管理課

川崎区 電話044(244)3206

幸 区 電話044(544)5500

中原区 電話044(788)2311

高津区 電話044(833)1221

宮前区 電話044(877)1661

多摩区 電話044(946)0044

麻生区 電話044(954)0505